

介護保険だより

令和8年3月号

群馬県国民健康保険団体連合会

介護保険だより（令和7年4月号～令和8年2月号）掲載記事

国保連合会ホームページに過去の介護保険だよりについて掲載してありますので、
ご一読ください。 [ホーム](#) > [介護保険事業所の方](#) > [12 介護保険だより](#) →



令和7年4月号	<ul style="list-style-type: none">令和7年度介護給付費等請求締切日及び支払予定日についてGW前後の各帳票提供予定日について請求データ送信後は「送信結果」を確認してください
令和7年5月号	<ul style="list-style-type: none">4月審査分における返戻のお問合せについて【お願い】受給者台帳に係るエラーコードと対処方法について給付管理票に係るエラーコードと対処方法について
令和7年6月号	<ul style="list-style-type: none">ケアプランデータ連携システムフリーパスキャンペーンについて返戻依頼の期限と注意事項について
令和7年7月号	<ul style="list-style-type: none">令和6年度審査決定件数及び介護給付費の状況国保連合会で受け付けた苦情及び相談の状況
令和7年8月号	<ul style="list-style-type: none">令和7年度介護保険事業所苦情処理研修会の開催について
令和7年9月号	<ul style="list-style-type: none">伝送請求データの取消しについて給付管理票と居宅サービス事業所の実績額で不一致があった場合の対応について給付管理票の作成区分について
令和7年10月号	<ul style="list-style-type: none">月の途中で居宅介護支援事業所が変更となった場合の請求月の途中で要介護状態区分が変更となった場合の請求
令和7年11月号	<ul style="list-style-type: none">令和7年度介護保険事業所苦情処理研修会を開催しました
令和7年12月号	<ul style="list-style-type: none">令和7年12月の審査支払関係帳票提供予定日について令和8年1月提出の介護給付費請求明細書等の受付期間について令和7年度介護保険事業所苦情処理研修会のお詫びについて
令和8年1月号	<ul style="list-style-type: none">伝送データの取り消しについてエラーコード「12PA」による返戻について令和7年度苦情相談事例について（その1）
令和8年2月号	<ul style="list-style-type: none">給付管理票の作成区分について令和7年度苦情相談事例について（その2）本会へ審査結果等についてお問い合わせをいただく際のお願い

令和7年度苦情相談事例について（その3）

相談内容：グループホームに入所中の親が痩せて心配【相談者：子】

認知症の母親がグループホームに入所した。入所時はよろけながらも歩いていたが、入所後に暴言を言ったり机を叩く等の行動があり、安定剤を処方されるようになった。家族が面会に行った際、痩せて呂律が回らない上、車いす生活になっていた。毎日処方された薬を服用しているためと思われ、医師に電話で減薬できないか相談したが「減らせない」と言われた。施設側も「薬をやめたいなら施設を出てほしい」と言うだけで相談できる状況ではない。今は腰も曲がり、茶碗も持てないらしい。以前に利用していた施設は2年間、問題なく過ごしていたが、一度退所してしまい、現在は空きがなく戻ることはできない。他の施設に申込みをして空くのを待っているが、いつになるかわからない。安定剤はよく処方されるものなのか？

回答

相談者は仕事などで忙しく、グループホームに入所後の母親と会えていないが、面会した家族からの情報で心配している。安定剤については、必要に応じて処方されることもあり、家族に対して説明が必要であると思う。高齢者の場合、環境が変わると予想外の行動、環境が合わないこともあるので、別の施設も選択肢としてある。身体状況が心配なら外出許可をもらい、医療機関受診を家族がさせることも可能ではないかと伝えた。

お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8：30 ～ 17：15（12：00 ～ 13：00 を除く）

※17：15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <https://www.gunmakokuho.or.jp>



★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会